

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	1頁
お知らせ	○ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を 改正する規則	福利・給与課	1頁
	○ 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に 関する規則	福利・給与課	10頁

公 告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

令和5年2月21日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
四日市市立桜幼稚園	令和5年3月31日	四日市市立桜こども園を設置するため

お 知 ら せ

令和5年2月21日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年二月二十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				
(昇格の場合の号給)				
第二十二條 (略)				
2 前三條の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級を二級から特二級に任級させることなく三級に職員を昇格させた場合には、当該三級を二級の一級上位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。				
3・4 (略)				
(降格の場合の号給)				
第二十三條 (略)				
2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級を三級から特二級に任級させることなく二級に職員を降格させた場合には、当該二級を三級の二級下位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。				
3・4 (略)				
別表第7(第22条関係) 昇格時号給対応表				
イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
59	33			
60	34			
61	34			
62	34			
63	35			
64	35			
65	35			
66	36			
67	36			
68	36			
69	37			
70	38			
71	39			
72	40			
73	41			
74	41			
75	42			
76	42			
77	43			
78	43			

改正前				
(昇格の場合の号給)				
第二十二條 (略)				
2 前三條の規定により職員を昇格させた場合(高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級二級から三級に昇格させた場合を除く。)で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。				
3・4 (略)				
(降格の場合の号給)				
第二十三條 (略)				
2 職員が降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。				
3・4 (略)				
別表第7(第22条関係) 昇格時号給対応表				
イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
59	34			
60	34			
61	35			
62	35			
63	36			
64	36			
65	37			
66	37			
67	38			
68	38			
69	39			
70	39			
71	40			
72	40			
73	41			
74	42			
75	43			
76	44			
77	45			
78	45			

79	<u>44</u>
80	<u>44</u>
81	<u>45</u>
82	<u>45</u>
83	<u>46</u>
84	<u>46</u>
85	<u>47</u>
86	<u>47</u>
87	<u>48</u>
88	<u>48</u>
89	<u>49</u>
90	<u>49</u>
91	<u>50</u>
92	<u>50</u>
93	<u>51</u>
94	<u>51</u>
95	<u>52</u>
96	<u>52</u>
97	<u>53</u>
98	<u>53</u>
99	<u>54</u>
100	<u>54</u>
101	<u>55</u>
102	<u>55</u>
103	<u>56</u>
104	<u>56</u>
105	<u>57</u>
106	<u>57</u>
107	<u>57</u>
108	<u>58</u>
109	<u>58</u>
110	<u>58</u>
111	<u>59</u>
112	<u>59</u>
113	<u>59</u>
114	<u>60</u>
115	<u>60</u>
116	<u>60</u>
117	61
118	<u>61</u>
119	<u>61</u>
120	<u>61</u>
121	<u>61</u>
122	62
123	<u>62</u>
124	<u>62</u>
125	<u>62</u>
126	<u>62</u>
127	63
128	<u>63</u>
129	<u>63</u>

79	<u>46</u>
80	<u>46</u>
81	<u>47</u>
82	<u>47</u>
83	<u>48</u>
84	<u>48</u>
85	<u>49</u>
86	<u>49</u>
87	<u>50</u>
88	<u>50</u>
89	<u>51</u>
90	<u>51</u>
91	<u>52</u>
92	<u>52</u>
93	<u>53</u>
94	<u>53</u>
95	<u>54</u>
96	<u>54</u>
97	<u>55</u>
98	<u>55</u>
99	<u>56</u>
100	<u>56</u>
101	<u>57</u>
102	<u>57</u>
103	<u>57</u>
104	<u>58</u>
105	58
106	<u>58</u>
107	<u>59</u>
108	<u>59</u>
109	<u>59</u>
110	<u>60</u>
111	<u>60</u>
112	<u>60</u>
113	<u>61</u>
114	<u>61</u>
115	<u>61</u>
116	<u>61</u>
117	61
118	<u>62</u>
119	<u>62</u>
120	<u>62</u>
121	<u>62</u>
122	62
123	<u>63</u>
124	<u>63</u>
125	<u>63</u>
126	<u>63</u>
127	63
128	<u>64</u>
129	<u>64</u>

130	<u>63</u>
131	<u>63</u>
132	64
133	<u>64</u>
134	<u>64</u>
135	<u>64</u>
136	<u>64</u>
137	65
138	65
139	<u>65</u>
140	<u>65</u>
141	<u>65</u>
142	66
143	66
144	66
145	<u>66</u>
146	<u>66</u>
147	67
148	67
149	67
150	67
151	<u>67</u>
(略)	(略)

備考 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
51	<u>41</u>			
52	42			
53	<u>42</u>			
54	<u>42</u>			
55	<u>43</u>			
56	<u>43</u>			
57	<u>43</u>			
58	<u>44</u>			
59	<u>44</u>			
60	<u>44</u>			
61	<u>45</u>			
62	<u>45</u>			
63	<u>46</u>			
64	<u>46</u>			
65	<u>47</u>			
66	<u>47</u>			
67	<u>48</u>			
68	<u>48</u>			
69	<u>49</u>			
70	<u>49</u>			
71	<u>50</u>			
72	<u>50</u>			

130	64
131	<u>64</u>
132	64
133	<u>65</u>
134	<u>65</u>
135	<u>65</u>
136	<u>65</u>
137	65
138	65
139	<u>66</u>
140	<u>66</u>
141	<u>66</u>
142	66
143	66
144	66
145	<u>67</u>
146	<u>67</u>
147	67
148	67
149	67
150	67
151	<u>68</u>
(略)	(略)

備考 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
51	<u>42</u>			
52	42			
53	<u>43</u>			
54	<u>43</u>			
55	<u>44</u>			
56	<u>44</u>			
57	<u>45</u>			
58	<u>45</u>			
59	<u>46</u>			
60	<u>46</u>			
61	<u>47</u>			
62	<u>47</u>			
63	<u>48</u>			
64	<u>48</u>			
65	<u>49</u>			
66	<u>49</u>			
67	<u>50</u>			
68	<u>50</u>			
69	<u>51</u>			
70	<u>51</u>			
71	<u>52</u>			
72	<u>52</u>			

73	<u>51</u>
74	<u>51</u>
75	<u>52</u>
76	<u>52</u>
77	<u>53</u>
78	<u>53</u>
79	<u>54</u>
80	<u>54</u>
81	<u>55</u>
82	<u>55</u>
83	<u>56</u>
84	<u>56</u>
85	<u>57</u>
86	<u>58</u>
87	<u>59</u>
88	<u>60</u>
89	<u>61</u>
90	<u>61</u>
91	<u>61</u>
92	<u>62</u>
93	<u>62</u>
94	<u>62</u>
95	<u>63</u>
96	<u>63</u>
97	<u>63</u>
98	<u>64</u>
99	<u>64</u>
100	<u>64</u>
101	65
102	<u>65</u>
103	<u>65</u>
104	<u>65</u>
105	<u>65</u>
106	<u>65</u>
107	<u>65</u>
108	<u>66</u>
109	<u>66</u>
110	<u>66</u>
111	<u>66</u>
112	<u>66</u>
113	<u>66</u>
114	<u>66</u>
115	<u>67</u>
116	<u>67</u>
117	<u>67</u>
118	<u>67</u>
119	<u>67</u>
120	<u>67</u>
121	<u>67</u>
122	<u>68</u>
123	<u>68</u>

73	<u>53</u>
74	<u>54</u>
75	<u>55</u>
76	<u>56</u>
77	<u>57</u>
78	<u>57</u>
79	<u>58</u>
80	<u>58</u>
81	<u>59</u>
82	<u>59</u>
83	<u>60</u>
84	<u>60</u>
85	<u>61</u>
86	<u>61</u>
87	<u>61</u>
88	<u>62</u>
89	<u>62</u>
90	<u>62</u>
91	<u>63</u>
92	<u>63</u>
93	<u>63</u>
94	<u>64</u>
95	<u>64</u>
96	<u>64</u>
97	<u>65</u>
98	<u>65</u>
99	65
100	<u>65</u>
101	65
102	<u>66</u>
103	<u>66</u>
104	<u>66</u>
105	<u>66</u>
106	<u>66</u>
107	<u>67</u>
108	<u>67</u>
109	<u>67</u>
110	<u>67</u>
111	<u>67</u>
112	<u>68</u>
113	<u>68</u>
114	<u>68</u>
115	<u>68</u>
116	<u>68</u>
117	<u>69</u>
118	<u>69</u>
119	<u>69</u>
120	<u>70</u>
121	<u>70</u>
122	<u>70</u>
123	<u>71</u>

124	<u>68</u>
125	<u>68</u>
(略)	

備考 (略)

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)		
58	<u>33</u>			
59	<u>34</u>			
60	<u>34</u>			
61	<u>35</u>			
62	<u>35</u>			
63	<u>36</u>			
64	<u>36</u>			
65	<u>37</u>			
66	<u>37</u>			
67	<u>38</u>			
68	<u>38</u>			
69	<u>39</u>			
70	<u>39</u>			
71	<u>40</u>			
72	<u>40</u>			
73	<u>41</u>			
74	<u>41</u>			
75	<u>42</u>			
76	<u>42</u>			
77	<u>43</u>			
78	<u>43</u>			
79	<u>44</u>			
80	<u>44</u>			
81	<u>45</u>			
82	<u>45</u>			
83	<u>46</u>			
84	<u>46</u>			
85	<u>47</u>			
(略)				

二 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)			
59	<u>25</u>				
60	<u>26</u>				
61	<u>26</u>				
62	<u>26</u>				
63	<u>27</u>				
64	<u>27</u>				
65	<u>27</u>				
66	<u>28</u>				

124	<u>71</u>
125	<u>71</u>
(略)	

備考 (略)

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)		
58	<u>34</u>			
59	<u>35</u>			
60	<u>36</u>			
61	<u>37</u>			
62	<u>37</u>			
63	<u>38</u>			
64	<u>38</u>			
65	<u>39</u>			
66	<u>39</u>			
67	<u>40</u>			
68	<u>40</u>			
69	<u>41</u>			
70	<u>41</u>			
71	<u>42</u>			
72	<u>42</u>			
73	<u>43</u>			
74	<u>43</u>			
75	<u>44</u>			
76	<u>44</u>			
77	<u>45</u>			
78	<u>45</u>			
79	<u>46</u>			
80	<u>46</u>			
81	<u>47</u>			
82	<u>47</u>			
83	<u>48</u>			
84	<u>48</u>			
85	<u>49</u>			
(略)				

二 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)			
59	<u>26</u>				
60	<u>26</u>				
61	<u>27</u>				
62	<u>27</u>				
63	<u>28</u>				
64	<u>28</u>				
65	<u>29</u>				
66	<u>29</u>				

67	<u>28</u>
68	<u>28</u>
69	<u>29</u>
70	<u>29</u>
71	<u>30</u>
72	<u>30</u>
73	<u>31</u>
74	<u>31</u>
75	<u>32</u>
76	<u>32</u>
77	<u>33</u>
78	<u>33</u>
79	<u>34</u>
80	<u>34</u>
81	<u>35</u>
82	<u>35</u>
83	<u>36</u>
84	<u>36</u>
85	<u>37</u>
86	<u>37</u>
87	<u>38</u>
88	<u>38</u>
89	<u>39</u>
90	<u>39</u>
91	<u>40</u>
92	<u>40</u>
93	<u>41</u>
(略)	

備考 (略)

別表第8 (第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級(3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
33	<u>59</u>			
34	<u>62</u>			
35	<u>65</u>			
36	<u>68</u>			
37	<u>69</u>			
38	<u>70</u>			
39	<u>71</u>			
40	<u>72</u>			
41	<u>74</u>			
42	<u>76</u>			
43	<u>78</u>			
44	<u>80</u>			
45	<u>82</u>			
46	<u>84</u>			
47	<u>86</u>			
48	<u>88</u>			

67	<u>30</u>
68	<u>30</u>
69	<u>31</u>
70	<u>31</u>
71	<u>32</u>
72	<u>32</u>
73	<u>33</u>
74	<u>33</u>
75	<u>34</u>
76	<u>34</u>
77	<u>35</u>
78	<u>35</u>
79	<u>36</u>
80	<u>36</u>
81	<u>37</u>
82	<u>38</u>
83	<u>39</u>
84	<u>40</u>
85	<u>41</u>
86	<u>41</u>
87	<u>42</u>
88	<u>42</u>
89	<u>43</u>
90	<u>43</u>
91	<u>44</u>
92	<u>44</u>
93	<u>45</u>
(略)	

備考 (略)

別表第8 (第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級(3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
33	<u>58</u>			
34	<u>60</u>			
35	<u>62</u>			
36	<u>64</u>			
37	<u>66</u>			
38	<u>68</u>			
39	<u>70</u>			
40	<u>72</u>			
41	<u>73</u>			
42	<u>74</u>			
43	<u>75</u>			
44	<u>76</u>			
45	<u>78</u>			
46	<u>80</u>			
47	<u>82</u>			
48	<u>84</u>			

49	<u>90</u>
50	<u>92</u>
51	<u>94</u>
52	<u>96</u>
53	<u>98</u>
54	<u>100</u>
55	<u>102</u>
56	<u>104</u>
57	<u>107</u>
58	<u>110</u>
59	<u>113</u>
60	<u>116</u>
61	<u>121</u>
62	<u>126</u>
63	<u>131</u>
64	<u>136</u>
65	<u>141</u>
66	<u>146</u>
67	<u>151</u>
(略)	(略)

49	<u>86</u>
50	<u>88</u>
51	<u>90</u>
52	<u>92</u>
53	<u>94</u>
54	<u>96</u>
55	<u>98</u>
56	<u>100</u>
57	<u>103</u>
58	<u>106</u>
59	<u>109</u>
60	<u>112</u>
61	<u>117</u>
62	<u>122</u>
63	<u>127</u>
64	<u>132</u>
65	<u>138</u>
66	<u>144</u>
67	<u>150</u>
(略)	(略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級(3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
41	<u>51</u>			
42	<u>54</u>			
43	<u>57</u>			
44	<u>60</u>			
45	<u>62</u>			
46	<u>64</u>			
47	<u>66</u>			
48	<u>68</u>			
49	<u>70</u>			
50	<u>72</u>			
51	<u>74</u>			
52	<u>76</u>			
53	<u>78</u>			
54	<u>80</u>			
55	<u>82</u>			
56	<u>84</u>			
57	<u>85</u>			
58	<u>86</u>			
59	<u>87</u>			
60	<u>88</u>			
61	<u>91</u>			
62	<u>94</u>			
63	<u>97</u>			
64	<u>100</u>			
65	<u>107</u>			
66	<u>114</u>			

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級(3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
41	<u>50</u>			
42	<u>52</u>			
43	<u>54</u>			
44	<u>56</u>			
45	<u>58</u>			
46	<u>60</u>			
47	<u>62</u>			
48	<u>64</u>			
49	<u>66</u>			
50	<u>68</u>			
51	<u>70</u>			
52	<u>72</u>			
53	<u>73</u>			
54	<u>74</u>			
55	<u>75</u>			
56	<u>76</u>			
57	<u>78</u>			
58	<u>80</u>			
59	<u>82</u>			
60	<u>84</u>			
61	<u>87</u>			
62	<u>90</u>			
63	<u>93</u>			
64	<u>96</u>			
65	<u>101</u>			
66	<u>106</u>			

67	<u>121</u>
68	<u>125</u>
69	<u>125</u>
70	<u>125</u>
(略)	(略)

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
33	<u>58</u>			
34	<u>60</u>			
35	<u>62</u>			
36	<u>64</u>			
37	<u>66</u>			
38	<u>68</u>			
39	<u>70</u>			
40	<u>72</u>			
41	<u>74</u>			
42	<u>76</u>			
43	<u>78</u>			
44	<u>80</u>			
45	<u>82</u>			
46	<u>84</u>			
47	<u>85</u>			
48	<u>85</u>			
(略)	(略)			

二 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)			
25	<u>59</u>				
26	<u>62</u>				
27	<u>65</u>				
28	<u>68</u>				
29	<u>70</u>				
30	<u>72</u>				
31	<u>74</u>				
32	<u>76</u>				
33	<u>78</u>				
34	<u>80</u>				
35	<u>82</u>				
36	<u>84</u>				
37	<u>86</u>				
38	<u>88</u>				
39	<u>90</u>				
40	<u>92</u>				
41	<u>93</u>				
42	<u>93</u>				
43	<u>93</u>				

67	<u>111</u>
68	<u>116</u>
69	<u>119</u>
70	<u>122</u>
(略)	(略)

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
33	<u>57</u>			
34	<u>58</u>			
35	<u>59</u>			
36	<u>60</u>			
37	<u>62</u>			
38	<u>64</u>			
39	<u>66</u>			
40	<u>68</u>			
41	<u>70</u>			
42	<u>72</u>			
43	<u>74</u>			
44	<u>76</u>			
45	<u>78</u>			
46	<u>80</u>			
47	<u>82</u>			
48	<u>84</u>			
(略)	(略)			

二 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)			
25	<u>58</u>				
26	<u>60</u>				
27	<u>62</u>				
28	<u>64</u>				
29	<u>66</u>				
30	<u>68</u>				
31	<u>70</u>				
32	<u>72</u>				
33	<u>74</u>				
34	<u>76</u>				
35	<u>78</u>				
36	<u>80</u>				
37	<u>81</u>				
38	<u>82</u>				
39	<u>83</u>				
40	<u>84</u>				
41	<u>86</u>				
42	<u>88</u>				
43	<u>90</u>				

44	93
(略)	(略)

備考 (略)

44	92
(略)	(略)

備考 (略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則をここに公布します。

令和五年二月二十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第五十五号。以下「令和四年改正給与条例」という。）附則第四項から第六項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員)

第二条 令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 令和五年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十五年三重県人事委員会規則第二十一号。第三号において「初任給等規則」という。）別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員
- 二 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員
- 三 切替日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給等規則第四十二条、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第八条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。以下この号において「公益的法人等派遣条例」という。）第六条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年三重県条例第九十号）第十一条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの
 - イ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間
 - ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号及び次条第一項第五号において「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間
 - ハ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ニ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間
 - ホ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第四号において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間
 - ヘ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第十二条に規定する病気休暇、介護休暇又は福利厚生等休暇の承認を受けていた期間
 - ト 公益的法人等派遣条例第一条第一項の規定により派遣されていた期間
 - チ 職員の分限に関する条例（昭和三十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされていた期間のうち三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める期間

リ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に暫定再任用職員異動（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項（この規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項若しくは第二項、附則第六条第一項（この規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条第一項第五号において「暫定再任用職員」という。）について行う勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員

六 切替日以降に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員

（令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給）

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げる場合を除く。）

切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 令和四年改正給与条例第二条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年三重県条例第十号。次号において「改正前の条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（以下この号において「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

五 暫定再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該暫定再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める暫定再任用職員 改正前の条例別表第一から別表第四までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（以下この号において「切替前の再任用給料月額」という。）

ロ 当該暫定再任用職員異動後において法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の当該暫定再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

六 県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された場合又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる場合 県委員会が人事委員会と協議して定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。

（令和四年改正給与条例附則第六項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切

替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。

- 2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとすれば支給されることとなる令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第六項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第五条 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

（教育職給料表三級に昇格する者の令和四年改正給与条例附則第四項の適用）

第六条 切替日以降に令和四年改正給与条例別表第一又は別表第二の三級に昇格する者のうち、給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額及び教職調整額の合計額に満たない職員にあつては、令和四年改正給与条例附則第四項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に教職調整額を加えた額」とする。

（この規則により難い場合の措置）

第七条 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の支給に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。